

福山シーハイルスキークラブ会則

【総則】

第1条 当クラブは、福山シーハイルスキークラブ(FSSC)と称す。

【目的】

第2条 当クラブは、スキーに関する情報交換をはかり、各種行事を開催し会員並びに家族との親睦をはかり、マナー及びスキー技術の向上を目的とする。

【構成】

第3条 当クラブはFSSC会員をもって構成する、単一クラブである。

【事務局】

第4条 当クラブの事務局を下記の事務局長宅及び事務担当者宅に置く。
〒720-2103
広島県福山市神辺町西中条402-2 杉原則明方

【会員及び会員の資格】

第5条 入会希望者は、入会申込書を事務局に提出し、入会金として年会費を納入すれば会員となる。
但し、各種のスポーツ傷害保険(スポーツ安全協会等)への加入を前提とする。

第6条 当クラブの会員の有効期限は、会員登録期間有効とし、退会をもって登録抹消する。

第7条 当クラブ会員は、S. A. J. 会員登録の資格を得ることができる。

【組織】

第8条 当クラブは、次の役員構成をもって運営する。
会長、事務局長(会計担当)、広島県スキー連盟(SAH)評議委員、指導者会担当、広報担当、運営委員、
監事(会計監査)

【運営】

第9条 当クラブの運営は、運営委員のもとに行う、またこの運営に各役員及び会員は、これに準ずる事とする。

第10条 当クラブの運営においては運営委員は毎年運営委員会において各種行事を立案し、役員会、総会の承認をもって実施する。

第11条 当クラブの行事を実施するにあたり、会員は広く一般スキーヤーへの参加を呼び掛け行事のより一層の盛り上げに努めなければならない。

【財務】

第12条 当クラブの会計は、年会費、前年度繰越金、寄付金、その他の収入をもって運営する。

第13条 当クラブの会費は会長以下全ての会員均等に年会費2,500円とする。
ただし希望者はSAJ登録2,800円、スポーツ安全保険1,500円を別途必要とする。

第14条 当クラブの会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終える。

第15条 当該年会費を納期から3ヶ月間未納の既会員は、自動的に休会、退会と見なし処理する場合がある。

第16条 当クラブの総会は、毎年1回6月に開催される。

【細則】

第19条 当クラブ会員は、各競技大会、公認技能検定、テストに参加受験することができる。
但しSAJ登録、安全会加入者に限る。(バジテストについては、この限りではない。)

第20条 当クラブで参加費等で余剰金が生じた場合は、原則としてクラブ運営費に余剰金として繰りこむこととする。

第21条 当クラブに於いて各種行事を行うにあたり万が一事故が発生した場合、当クラブは一切責任を負わない事とする。

第22条 当クラブ会員は、スキー界の先達として、その普及発展に努めるものとする。

第23条 当クラブの、会員が保護者の場合ジュニア競技に参加できるが、運営については、すべて保護者がおこなうこととする。

【附則】

この会則は昭和57年4月1日のクラブ設立とともに制定し適用する。

この会則は平成19年9月16日の総会にて改正し、平成19年10月1日から適用する。